

**名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
及び同解説**

**令和元年 10 月  
名張市 都市整備部 都市計画室**

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 逐条解説   | 1  |
| 第1条 (趣旨)   | 1  |
| 第2条 (用語の定義)  | 1  |
| 第3条 (適用区域)   | 1  |
| 第4条 (建築物の用途の制限)  | 1  |
| 第5条 (建築物の敷地面積の最低限度)                                    | 2  |
| 第6条 (壁面の位置の制限)   | 5  |
| 第7条 (建築物の高さの最高限度)                                      | 6  |
| 第8条 (建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置)                      | 6  |
| 第9条 (建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合の措置)                         | 7  |
| 第10条 (1の敷地とみなすことによる制限の緩和)                              | 7  |
| 第11条 (既存の建築物に対する制限の緩和)                                 | 7  |
| 第12条 (適用除外)  | 9  |
| 第13条 (罰則)  | 9  |
| 第14条 (両罰規定)  | 10 |
| 附則   | 10 |
| 別表第1 (第3条関係)   | 10 |
| 別表第2 (第4～6条関係)   | 11 |
| 別表第3 (第4～7条関係)   | 12 |
| 参考資料   | 13 |
| ■名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則 | 14 |
| 様式第1号 (第2条関係) 許可申請書                                    | 16 |
| 様式第2号 (第2条関係) 許可通知書                                    | 17 |
| 様式第3号 (第2条関係) 不許可通知書                                   | 18 |
| 様式第4号 (第3条関係) 取下届出書                                    | 19 |
| 様式第5号 (第4条関係) 設計変更承認申請書                                | 20 |
| 様式第6号 (第4条関係) 設計変更承認通知書                                | 21 |
| 様式第7号 (第5条関係) 工事取りやめ届                                  | 22 |
| ■名張市地区計画の区域内における行為の届出に関する規則                            | 23 |
| 別記様式 (第2条関係) 建築物の用途に関する確約書                             | 24 |
| ■百合が丘地区地区整備計画 業務地区内での公務員の宿舍等の建築について                    | 25 |
| ■名張市建築基準法施行細則<抜粋> 第3条 (確認申請書に添付する図書)                   | 26 |

## 逐条解説

### (趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### 解説

本条は、この条例の根拠及び趣旨について定めたものです。

[資料] 法第68条の2 第1項

(市町村の条例に基づく制限)

市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

### (用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の例による。

### 解説

本条は、この条例における用語の意義について規定したものです。

本条例において規定した用語の意義以外は、法及び政令に準拠します。

### (適用区域)

第3条 この条例は、地区計画において地区整備計画が定められた別表第1に掲げる区域（以下「地区整備計画区域」という。）に適用する。

### 解説

本条は、この条例における適用区域について規定したものです。

この条例が適用される区域は、別表第1に定めています。

### (建築物の用途の制限)

第4条 別表第2（ア）欄に掲げる計画地区（地区整備計画区域をその地区整備計画に定めるところにより区分した地区をいう。以下同じ。）内においては、それぞれ同表（イ）欄に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

2 別表第3（ア）欄に掲げる計画地区内においては、それぞれ同表（イ）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

## 解説

本条は、建築物の用途の制限について規定したものです。

第3条に規定する適用区域において、建築物の用途制限を別表第2及び別表第3の(イ)欄に定めています。

一つの地区整備計画区域を2以上の地区に区分している場合は、それぞれの地区(=計画地区)ごとに制限を示しています。

### ※ 別表第2, 第3の分類について

建築基準法において、13種類の用途地域ごとの建築物の用途制限を定めていますが、その規定の表し方として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、田園住居地域の4種類については「建築することができる建築物」を、それ以外の9種類については「建築してはならない建築物」を列記しています。

そうした建築基準法における規定の表し方に倣い、計画地区ごとに条例別表第2に建築することができる建築物、第3に建築してはならない建築物を分類しています。

#### (建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 別表第2(ア)欄又は別表第3(ア)欄に掲げる計画地区内の建築物の敷地面積は、それぞれ別表第2(ウ)欄又は別表第3(ウ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

**解説**

本条は、建築物の敷地面積の最低限度について規定したものです。

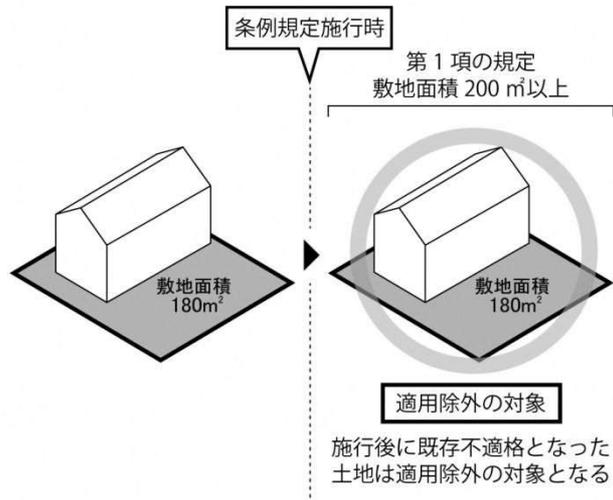
**【第1項】**

第3条に規定する適用区域において、区域（または計画地区）ごとに、建築物の敷地面積の最低限度を別表第2及び別表第3の(ウ)欄に定めています。

**【第2項】**

第2項は、既存不適格に対する適用除外に関する条項で、この条例が適用されるより前から、建築物の敷地として使用している土地等で、第1項で制限する面積よりも小さい場合に、そのままの敷地で建替え等を行うのであれば第1項の制限を適用しない、という主旨の規定です。

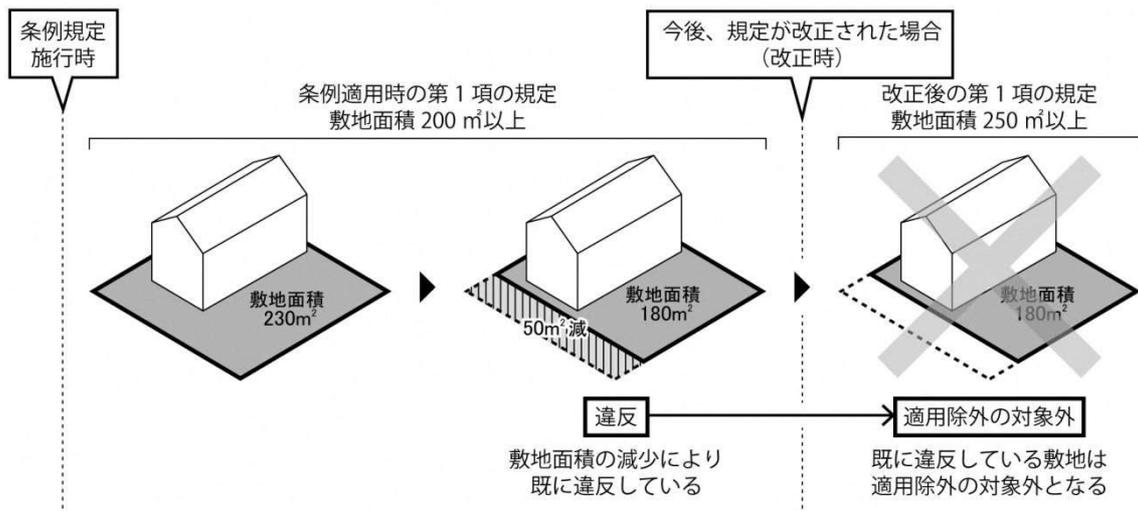
**〔第2項による適用除外の例〕**



ただし、(1)または(2)に該当する場合は、適用除外となりません。

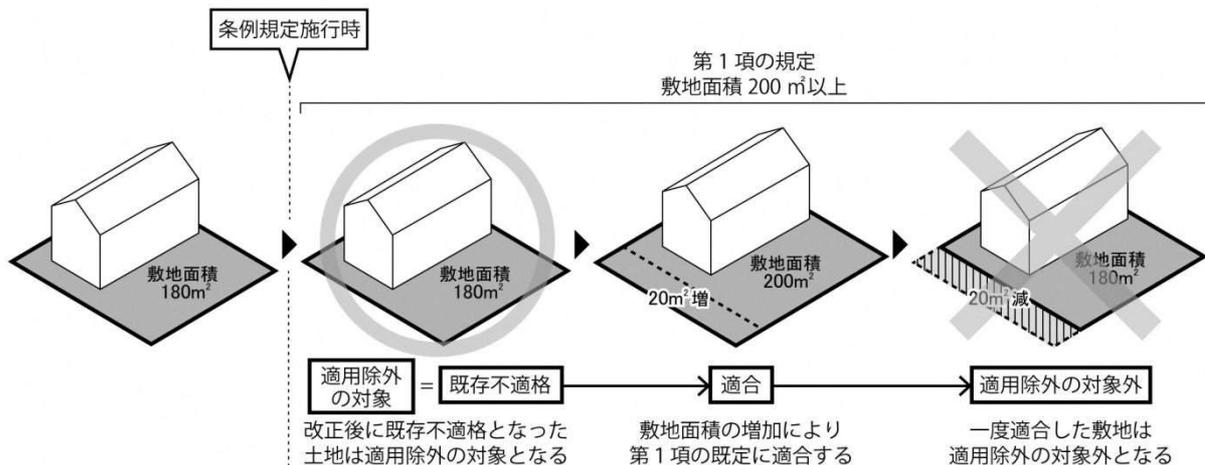
- (1) 条例が適用された後に、敷地を分割して規定の面積を満たさなくなった土地は、その時点で違反状態であるため、その後に規制内容が改正された場合でも、既存不適格として扱われません。

**〔第2項第1号により「適用除外の対象外」となる例〕**



- (2) 条例が適用された時点で既存不適格だった土地で、その後、買い増し等によって第1項の規定に適合する面積となった場合は、既存不適格として扱われません。

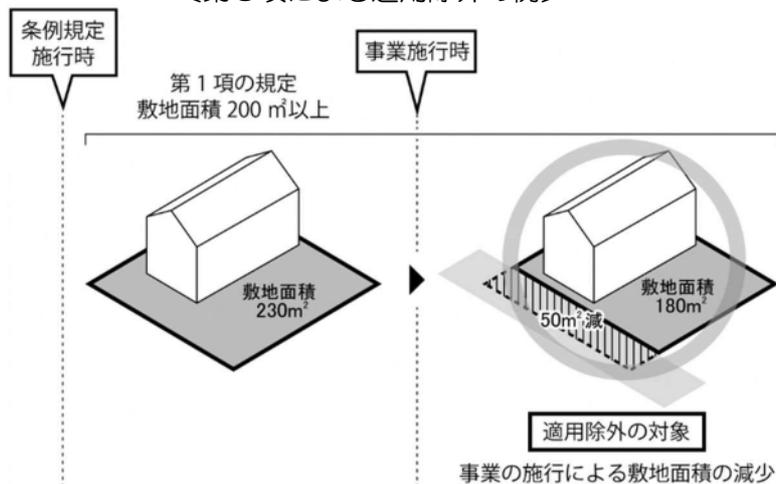
〔第2項第2号により「適用除外の対象外」となる例〕



【第3項】

第3項は、道路建設などの公共事業の施行に伴い、敷地の一部を提供したために、第1項で制限する面積よりも小さくなった場合に、第2項と同様に適用除外として扱われる、という主旨の規定です。

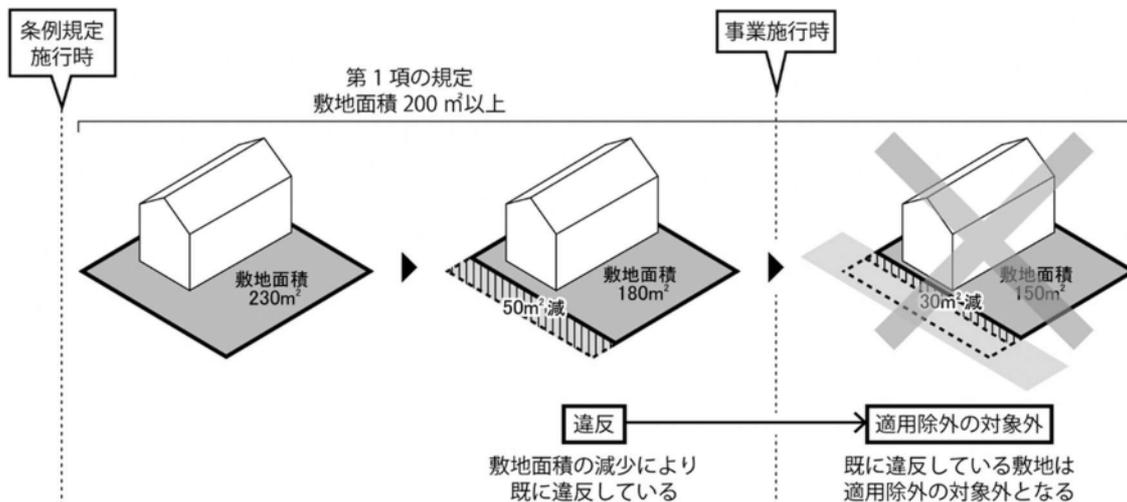
〔第3項による適用除外の例〕



ただし、(1)または(2)に該当する場合は、適用除外となりません。

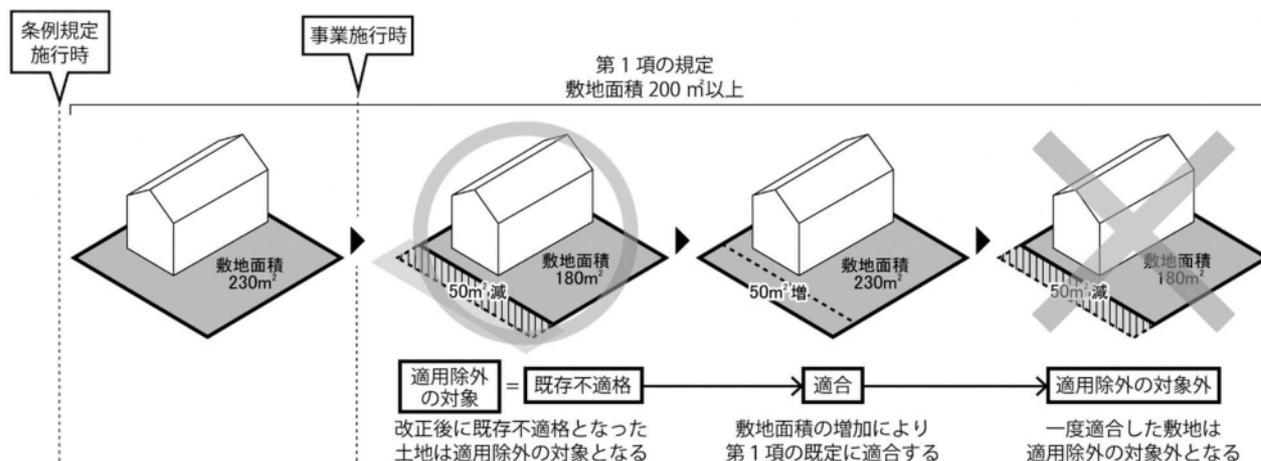
- (1) 当該事業が施行される前に、敷地を分割して規定の面積を満たさなくなった土地は、その時点で違反状態であるため、その後に規制内容が改正された場合でも、既存不適格として扱われません。

〔第3項第1号により「適用除外の対象外」となる例〕



- (2) 当該事業が施行された時点で既存不適格だった土地で、その後、買い増し等によって第1項の規定に適合する面積となった場合は、既存不適格として扱われません。

〔第3項第2号により「適用除外の対象外」となる例〕



(壁面の位置の制限)

第6条 別表第2(ア)欄又は別表第3(ア)欄に掲げる計画地区内の建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離は、それぞれ別表第2(エ)欄又は別表第3(エ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分(以下「建築物等」という。)が、それぞれ別表第2(オ)欄又は別表第3(オ)欄に掲げるものに該当する場合には、同項の規定は、適用しない。

解説

本条は、建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度について規定したものです。

【第1項】

第3条に規定する適用区域において、区域(または計画地区)ごとに、建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度を別表第2及び別表第3の(エ)欄に定めています。

【第2項】

第2項は、第1項の制限が適用されない建築物等を定めるもので、小規模な物置や車庫、出窓等が該当します。具体的には、区域(または計画地区)ごとに、別表第2及び別表第3の(オ)欄に示しています。

(建築物の高さの最高限度)

第7条 別表第3(ア)欄に掲げる計画地区内の建築物の高さは、それぞれ同表(カ)欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、業務地区内の公共の用に供する施設は、この限りでない。

2 前項の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは算入しない。

解説

本条は、建築物の高さの最高限度について規定したものです。

【第1項】

第3条に規定する適用区域において、区域（または計画地区）ごとに、建築物の高さの最高限度を別表第3の(カ)欄に定めています。

【第2項】

第2項は、第1項の制限が適用されない建築物の部分について規定するもので、屋上の一角（建築面積の1/8以内）に設けられる階段室やエレベーター機械室等が該当します。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置)

第8条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の敷地の過半が当該地区整備計画区域に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、第4条及び第5条の規定を適用する。

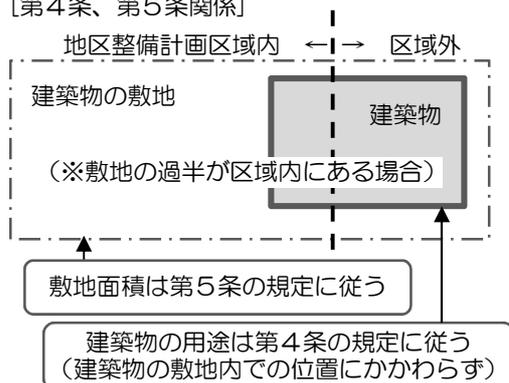
解説

本条は、建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置を規定したものです。

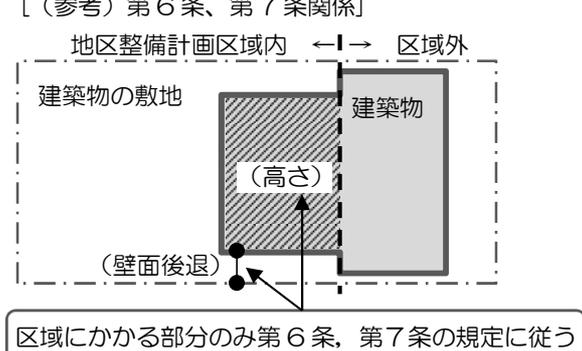
第4条に規定する「建築物の用途の制限」及び第5条に規定する「建築物の敷地面積の最低限度」に関しては、建築物の敷地の過半が地区整備計画区域にかかる場合、この条例の制限に従うことになります。

なお、第6条に規定する「建築物の外壁面等から敷地境界線までの距離」及び第7条に規定する「建築物の高さの最高限度」に関しては、建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合、その建築物または敷地のうち、地区整備計画区域にかかる部分だけが制限の対象になります。

[第4条、第5条関係]



[ (参考) 第6条、第7条関係]



(建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半が属する計画地区に係る第4条及び第5条の規定を適用する。

**解説**

本条は、一つの地区整備計画区域を2以上の地区に区分している場合において、建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置を規定したものです。

規定の内容は、第8条と同じです。

(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第10条 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物については、第6条の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

**解説**

本条は、一団地認定制度または連担建築物設計制度の認定を受けた場合における建築物の制限の特例について規定したものです。

一団地認定制度または連担建築物設計制度の認定を受けた建築物は、第6条に規定する「壁面の位置の制限」を適用する場合において同一敷地内にあるものとみなします。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(5) 用途の変更を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により第4条、第6条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替（第4条の規定の適用を受けない建築物にあっては、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替）をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条、第6条第1項又は第7条第1項の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物等について、次に掲げる範囲内において増築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条の規定は、適用しない。

(1) 増築が基準時（法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物等について、法第3条第2項の規定により引き続き第6条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）における敷地内におけるものであること。

(2) 増築に係る部分が第6条第1項の規定による壁面の位置の制限を受ける部分を含まないものであること。

#### 解説

本条は、法第3条第2項の規定による既存不適格建築物に対し、この条例における適用除外の規定を定めたものです。

#### 【第1項】

第4条に規定する「建築物の用途の制限」に対する既存不適格建築物について、(1)から(5)に掲げる範囲内で増・改築をする場合においては、その制限は適用しません。

- (1) 増・改築が基準時（＝条例が適用された時点）の敷地内で行われるもので、かつ、増・改築後における容積率及び建ぺい率が、基準時の敷地面積に対して適法であること。
- (2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 建築物の一部が既存不適格である場合、増築後の既存不適格部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の1.2倍を超えないこと。
- (4) 既存不適格である事由が原動機の出力量である場合、増築後の出力等の合計が、基準時における出力等の1.2倍を超えないこと。
- (5) 政令で定められた同類の用途間の変更以外の用途変更を行わないこと。

#### 【第2項】

第4条に規定する「建築物の用途の制限」、第6条に規定する「壁面の位置の制限」または第7条に規定する「建築物の高さの最高限度」に対する既存不適格建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、その制限は適用しません。

#### 【第3項】

第6条に規定する「壁面の位置の制限」に対する既存不適格建築物について、(1)及び(2)に掲げる範囲内で増築をする場合においては、その制限は適用しません。

- (1) 増築が基準時の敷地内で行われるものであること。
- (2) 増築に係る部分が、第6条の規定に適合するものであること。

[資料] 法第3条 第2項

(適用の除外)

この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

(適用除外)

第12条 この条例の規定は、次に掲げる建築物及びその敷地については、適用しない。

- (1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
- (2) 市長が地区計画において定められた区域の整備、開発及び保全に関する方針に照らして、建築物の利用上の必要性、土地利用の状況等を考慮し、やむを得ないと認めて許可したもの

解説

本条は、公益上必要な建築物等で市長が認めたものについて、この条例の適用除外とすることを規定するものです。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条第1項の規定に違反することになった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
- (4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

解説

本条は、この条例の義務違反に対して一定の刑罰を科すことにより、この条例の実効性を確保するため、違反する者に対する罰則を規定したものです。

(両罰規定)

第 14 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

解説

本条は、前条の違反行為があった場合、実際の行為者を罰するだけでなく、その行為者を雇用する法人又は使用者等に対しても罰則を適用することを規定したものです。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

令和元年 10 月 30 日施行

別表第1 (第3条関係)

| 名称             | 区域  |
|----------------|---|
| 百合が丘地区地区整備計画区域 | 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示された名張都市計画百合が丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |

別表第2 (第4条～第6条関係)

| 地区整備計画区域       | (ア)     | (イ)  | (ウ)           | (エ)        | (オ)  |
|----------------|---------|--|---------------|------------|--|
|                | 計画地区    | 建築することができる建築物  | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面位置の制限の距離 | 壁面位置の制限の適用除外   |
| 百合が丘地区地区整備計画区域 | 住宅の専用地区 | <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからエまでのいずれかに掲げる用途を兼ねる住宅(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>ア 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)&lt;政令第130条の3第1号に定めるもの&gt;</p> <p>イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗&lt;政令第130条の3第3号に定めるもの&gt;</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設&lt;政令第130条の3第6号に定めるもの&gt;</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。)&lt;政令第130条の3第7号に定めるもの&gt;</p> <p>(3) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの&lt;法別表第2(イ)項第4号に定めるもの&gt;</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの&lt;法別表第2(イ)項第5号に定めるもの&gt;</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの&lt;法別表第2(イ)項第6号に定めるもの&gt;</p> <p>(6) 診療所&lt;法別表第2(イ)項第8号に定めるもの&gt;</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物&lt;法別表第2(イ)項第9号、政令第130条の4に定めるもの&gt;</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)&lt;法別表第2(イ)項第10号に定めるもの&gt;</p>  | 200平方メートル     | 1メートル      | 次の各号のいずれかに該当する建築物等<br>(1) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置<br>(2) 軒の高さが2.8メートル以下で、かつ、床面積の合計が45平方メートル以内である車庫<br>(3) 見付面積の2分の1以上が窓である出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅が50センチメートル未満であるもの<br>(4) 外壁等の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離が1メートル未満である建築物等の部分(前号に掲げるものを含む。)のうち、当該部分に係る外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの |
|                | 幹線沿道地区  | <p>(1) 住宅の専用地区の項第1号から第7号までに掲げるもの</p> <p>(2) 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからウまでのいずれかに掲げる用途を兼ねる住宅(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店&lt;政令第130条の3第2号に定めるもの&gt;</p> <p>イ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。)&lt;政令第130条の3第4号に定めるもの&gt;</p> <p>ウ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。以下同じ。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。)&lt;政令第130条の3第5号に定めるもの&gt;</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物のうち、次のアからオまでのいずれかに掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店&lt;政令第130条の5の2第1号に定めるもの&gt;</p> <p>イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗&lt;政令第130条の5の2第2号に定めるもの&gt;</p> <p>ウ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。)&lt;政令第130条の5の2第3号に定めるもの&gt;</p> <p>エ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。)&lt;政令第130条の5の2第4号に定めるもの&gt;</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設&lt;政令第130条の5の2第5号に定めるもの&gt;</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)&lt;法別表第2(ロ)項第3号に定めるもの&gt;</p> | 200平方メートル     | 1メートル      | 次の各号のいずれかに該当する建築物等<br>(1) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置<br>(2) 軒の高さが2.8メートル以下で、かつ、床面積の合計が45平方メートル以内である車庫<br>(3) 見付面積の2分の1以上が窓である出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅が50センチメートル未満であるもの<br>(4) 外壁等の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離が1メートル未満である建築物等の部分(前号に掲げるものを含む。)のうち、当該部分に係る外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの |

別表第3（第4条—第7条関係）

| 地区整備計画区域       | (ア)    | (イ)   | (ウ)           | (エ)        | (オ)   | (カ)         |
|----------------|--------|---|---------------|------------|---|-------------|
|                | 計画地区   | 建築してはならない建築物  | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面位置の制限の距離 | 壁面位置の制限の適用除外  | 建築物の高さの最高限度 |
| 百合が丘地区地区整備計画区域 | センター地区 | (1) 法別表第2（ほ）項に掲げる建築物<br>(2) 原動機を使用する工場（自動車修理工場を含む。）<br>(3) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿（以下これらを「共同住宅等」という。）<br>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に規定する運動施設 <法別表第2（に）項第3号、政令第130条の6の2に定めるもの><br>(5) ホテル又は旅館 <法別表第2（に）項第4号に定めるもの><br>(6) 畜舎<br>(7) 自動車教習所<br>(8) 倉庫等（倉庫又は自動車車庫をいう。以下同じ。）（同一敷地内にある前各号の建築物以外の建築物に附属するものを除く。）   | 200平方メートル     | 1メートル      | 次の各号のいずれかに該当する建築物等<br>(1) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置<br>(2) 軒の高さが2.8メートル以下で、かつ、床面積の合計が4.5平方メートル以内である車庫<br>(3) 見付面積の2分の1以上が窓である出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅が50センチメートル未満であるもの<br>(4) 外壁等の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離が1メートル未満である建築物等の部分（前号に掲げるものを含む。）のうち、当該部分に係る外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの | 15メートル      |
|                | 業務地区   | (1) 法別表第2（へ）項に掲げる建築物<br>(2) 原動機を使用する工場（自動車修理工場を含む。）<br>(3) 共同住宅等（ <u>公務員等の宿舎、社宅、寮</u> 、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものその他社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するものを除く。）<br>(4) 一戸建ての住宅<br>(5) 住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの<br>(6) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの <法別表第2（ほ）項第2号に定めるもの><br>(7) カラオケボックスその他これに類するもの <法別表第2（ほ）項第3号に定めるもの><br>(8) 畜舎<br>(9) 自動車教習所<br>(10) 倉庫等（同一敷地内にある前各号の建築物以外の建築物に附属するものを除く。） | 200平方メートル     | 1メートル      | 次の各号のいずれかに該当する建築物等<br>(1) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置<br>(2) 軒の高さが2.8メートル以下で、かつ、床面積の合計が4.5平方メートル以内である車庫<br>(3) 見付面積の2分の1以上が窓である出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅が50センチメートル未満であるもの<br>(4) 外壁等の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離が1メートル未満である建築物等の部分（前号に掲げるものを含む。）のうち、当該部分に係る外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの | 20メートル      |

※ 国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律第117号）第2条第3号に規定する宿舎のほか、官公庁、地方自治体等、法人、若しくは企業がその職員、社員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させる、又は学生若しくは生徒のみを居住させることを目的とした共同住宅等をいう。

## 参考資料

- 名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則
- 名張市地区計画の区域内における行為の届出に関する規則
- 百合が丘地区地区整備計画 業務地区内での公務員の宿舍等の建築について
- 名張市建築基準法施行細則〈抜粋〉 第3条（確認申請書に添付する図書）

- 名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年条例第13号。以下「条例」という。）第12条各号の規定に基づく許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第12条各号の規定に基づく許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）に別表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出することにより、申請しなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとする場合（軽微な変更であって、変更の許可を受ける必要がないものとして市長が承認した場合を除く。）も、同様とする。

2 前項の規定により提出すべき許可申請書及び図書は、正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請（以下この条及び次条において「申請」という。）があったときには、当該申請に係る書類を審査し、許可又は不許可の処分を行うものとし、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面並びに前項に規定する許可申請書及び図書の副本を当該申請をした者に送付することにより、通知するものとする。

(1) 許可 許可通知書（様式第2号）

(2) 不許可 不許可通知書（様式第3号）

4 市長は、前項の処分を行うに当たっては、必要に応じ、名張市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

(申請の取下げの届出)

第3条 申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受けるまでは、取下届出書（様式第4号）を市長に提出することにより、当該申請を取り下げることができる。

(変更の承認)

第4条 第2条第1項後段の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、設計変更承認申請書（様式第5号）に当該承認に係る変更に関する図書として市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出することにより、申請しなければならない。

2 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、承認について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「許可申請書」とあるのは「承認申請書」と、同条第3項中「第1項の規定による申請（以下この条及び次条において「申請」という。）」とあるのは「第4条第1項の規定による申請（以下この項及び次条において「申請」という。）」と、同項第1号中「許可通知書（様式第2号）」とあるのは「設計変更承認通知書（様式第6号）」と、同項第2号中「不許可通知書（様式第3号）」とあるのは「その旨及びその理由を記載した書面」と、第3条「前条第3項」とあるのは「第4条第2項において読み替えて準用する第2条第3項」と読み替えるものとする。

(工事の取りやめ)

第5条 第2条第1項の許可（変更の許可及び承認を含む。次項において同じ。）を受けた者は、その

工事の全部又は一部を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（様式第7号）に、許可通知書（承認を受けた者にとっては、許可通知書及び設計変更承認通知書）を添えて、市長に提出することにより、届け出なければならない。

（許可の取消し）

第6条 市長は、第2条第1項の許可を受けた者が偽りその他不正の手段によりその許可を受けたことが判明したときは、当該許可を取り消すものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第2条関係）

| 図書       | 明示すべき事項  |
|----------|--|
| 付近見取図    | (1) 方位、道路及び目標となる地物<br>(2) 敷地の位置  |
| 配置図      | (1) 縮尺及び方位<br>(2) 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別<br>(3) 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ<br>(4) 敷地に接する道路の位置及び幅員 |
| 敷地面積求積図  | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式   |
| 建築面積求積図  | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式  |
| 各階平面図    | (1) 縮尺及び方位<br>(2) 間取り、各室の用途及び床面積<br>(3) 開口部の位置   |
| 床面積求積図   | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式   |
| 2面以上の立面図 | (1) 縮尺<br>(2) 開口部の位置   |
| 2面以上の断面図 | (1) 縮尺<br>(2) 地盤面<br>(3) 建築物の各部分の高さ  |
| 地盤面算定表   | (1) 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ<br>(2) 地盤面を算定するための算式   |

様式第1号 (第2条関係)

| 許可申請書   |          |                     |              |
|---|----------|---------------------|--------------|
|   |          |                     | 年 月 日        |
| 名張市長  |          | 宛て                  |              |
| 申請者 住所  |          |                     |              |
| 氏名  |          |                     | 印            |
| <p>名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年名張市条例第13号）第12条各号の規定に基づく許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p> |          |                     |              |
| 1. 建築主 住所<br>氏名   | 電話 ( ) - |                     |              |
| 2. 代理者 住所<br>氏名   | 電話 ( ) - |                     |              |
| 3. 設計者 住所<br>氏名   | 電話 ( ) - |                     |              |
| 4. 敷地の所在地   |          |                     |              |
| 5. 計画地区   |          |                     |              |
| 6. 建築物の用途   | 7. 工事種別  |                     |              |
|   | 新・増設部分   | 既存部分                | 合 計          |
| 8. 敷地面積   | ㎡        | ㎡                   | ㎡            |
| 9. 建築面積   | ㎡        | ㎡                   | ㎡            |
| 10. 延べ面積  | ㎡        | ㎡                   | ㎡            |
| 11. 前面道路幅員  | m        | 12. 敷地境界線から外壁等までの距離 | m            |
| 13. 建築物の高さ  | m        | 14. 建築物の階数          | 階            |
| 15. 事業内容等   |          |                     |              |
| 16. 許可を受けようとする理由  |          |                     |              |
|   |          |                     |              |
| ※条件   |          |                     |              |
| ※受付欄  | ※許可番号欄   |                     | 年 月 日<br>第 号 |

第 号  
年 月 日

許可通知書

様

名張市長

年 月 日付けで申請のあった地区計画の区域内の建築物及びその敷地は、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年名張市条例第13号）第12条第1号・第2号の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

条件

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

不許可通知書

様

名張市長

年 月 日付けで申請のあった地区計画の区域内の建築物及びその敷地は、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年名張市条例第13号）第12条の規定により、下記の理由により不許可とします。

記

理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第3条関係)

| 取下届出書  |                |
|--|----------------|
| 名張市長   | 宛て             |
|  | 年 月 日          |
|  | 申請者 住所<br>氏名 印 |
| <p>年 月 日付けで提出した許可申請書を取り下げたいので、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則（令和元年名張市規則第23号）第3条の規定により、届け出ます。</p> |                |
| 1. 建築主 住所<br>氏名  | 電話 ( ) -       |
| 2. 代理者 住所<br>氏名  | 電話 ( ) -       |
| 3. 設計者 住所<br>氏名  | 電話 ( ) -       |
| 4. 敷地の所在地  |                |
| 5. 建築物の用途  |                |
| 6. 取下げの理由  |                |

様式第5号（第4条関係）

| 設計変更承認申請書  |   |        |
|--|---|--------|
|  |   | 年 月 日  |
| 名張市長 宛て  |   |        |
| 申請者 住所   |   |        |
|  |   | 氏名 印   |
| <p>年 月 日付 第 号で許可された申請書について、次のとおり設計変更したいので、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則（令和元年名張市規則第23号）第4条第1項の規定により申請します。</p> |   |        |
| 1. 建築主 住所<br>氏名  | 電話 (      ) -   |        |
| 2. 代理者 住所<br>氏名  | 電話 (      ) -   |        |
| 3. 設計者 住所<br>氏名  | 電話 (      ) -   |        |
| 4. 敷地の所在地  | 名張市   |        |
| 5. 変更内容  | 変更前の計画  | 変更後の計画 |
|  | 変更の理由   |        |
|  |   |        |
| ※受付欄   | <p style="text-align: center;">※承認番号欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日<br/>第 号</p> |        |

様式第6号（第4条関係）

設計変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

名張市長

年 月 日付けで申請のあった下記の許可に係る設計変更承認申請については、承認しましたので、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則（令和元年名張市規則第23号）第4条第2項において読み替えて準用する同規則第2条第3項の規定により通知します。

記

1. 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
2. 敷地の所在地 名張市

様式第7号(第5条関係)

|   |           |      |        |
|---|-----------|------|--------|
| <p style="margin: 0;">工事取りやめ届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">宛て</p> <p style="margin: 0;">申請者 住所<br/>氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">下記の工事を取りやめたいので、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則（令和元年名張市規則第23号）第5条の規定により、許可通知書（及び設計承認通知書）を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p> |           |      |        |
| 1. 許可の年月日<br>及び許可番号   | 年 月 日 第 号 |      |        |
| 2. 敷地の所在地   |           |      |        |
| 3. 建築物の用途   |           |      |        |
| 4. 取りやめの内容  | 建築面積      | 許可面積 | 取りやめ面積 |
|   | 延べ面積      |      |        |
| 5. 取りやめの理由  |           |      |        |

● 名張市地区計画の区域内における行為の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、法第58条の2第1項又は第2項の規定による届出に関し、必要な事項を定める。

(届出の方法)

第2条 法第58条の2第1項の規定による届出は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「施行規則」という。）別記様式第11の2による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、施行規則第43条の9第2項各号に掲げる図書を添付しなければならないものとし、百合が丘地区地区整備計画区域の業務地区内において、公務員の宿舍等（共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿のうち、公務員等の宿舍、社宅、寮、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの又はその他社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するものをいう。以下同じ。）の建築を行おうとする場合にあっては、施行規則第43条の9第2項第5号に掲げる図書として、その建築する建築物を公務員の宿舍等の用途以外の用途に使用しない旨を確約する書面を添付しなければならないものとする。

3 前項の公務員の宿舍等の用途以外の用途に使用しない旨を確約する書面の様式は、建築物の用途に係る確約書（別記様式）とする。

4 法第58条の2第2項の規定による届出は、施行規則別記様式第11の3による変更届出書を提出して行うものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第4項」と読み替えるものとする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、法第58条の2第1項又は第2項の規定による届出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年条例第13号）の施行の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

名張市長

宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

建築物の用途に係る確約書

この度、百合が丘地区地区整備計画区域の業務地区内に建築する下記の建築物は、公務員の宿舎等の用途にのみ使用するものとし、当該用途以外の用途に変更して使用しないことを確約します。

記

|          |                |      |                |        |                |
|----------|----------------|------|----------------|--------|----------------|
| 建築場所     | 名張市            |      |                |        |                |
| 建物名称（※1） |                |      |                |        |                |
| 主要用途     |                |      |                | 区分（※2） |                |
| 構造       | 造              | 階数   | 階              | 最高高さ   | m              |
| 敷地面積     | m <sup>2</sup> | 建築面積 | m <sup>2</sup> | 延べ面積   | m <sup>2</sup> |
| 利用開始予定日  | 年 月 日          |      |                |        |                |

（※1）建物名称がない場合は、記入不要。

（※2）区分は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途を示す記号を記入してください。

（注）上記の「公務員の宿舎等」とは、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿のうち、公務員等の宿舎、社宅、寮、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの又はその他社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するものをいいます。

● 百合が丘地区地区整備計画 業務地区内での公務員の宿舎等の建築について

百合が丘地区地区整備計画に定める業務地区内において、公務員の宿舎等\*1を建築する際の建築確認申請書に添付を要する図書は以下のとおりとする。

(名張市建築基準法施行細則第3条第1項第7号関係)

- ① 地区計画の届出に係る届出書の副本（地区計画において定められた内容に適合するものであると市長が確認したことを証する印を付し、当該届出を行った者に返却したものに限り。）の写し
- ② 上記届出の際に添付した公務員の宿舎等の用途以外の用途に使用しない旨を確約する書面の副本の写し

①

②

\*1 公務員の宿舎等（業務地区に建築可能な共同住宅等）

国家公務員宿舎法第2条第3号に規定する「宿舎」のほか、官公庁、地方自治体等、法人、若しくは企業がその職員、社員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させる、又は学生若しくは生徒のみを居住させることを目的とした共同住宅等をいう。

- ・ 公務員等の宿舎
- ・ 社宅
- ・ 寮
- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- ・ 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの
- ・ 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するもの

● 名張市建築基準法施行細則 <抜粋>

(確認申請書に添付する図書)

第3条 法第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、次に掲げる図書をそれぞれ添えなければならない。ただし、第2号及び第3号にあっては正本及び副本以外に1部、第5号にあっては正本及び副本以外に2部とする。

(1) 建築物の敷地に接する道路面と建築物の敷地の地盤面とに著しく高低差のある場合には、道路と敷地との関係を示す形状断面図又はがけの高さが2メートルを超えるがけに接する敷地に建築物を建築する場合にあっては、がけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、土質等を示す断面図

(2) 政令第137条の7に規定する建築物に係る確認の申請の場合にあっては、基準時調書(様式第1号)

(3) 工場又は危険物の貯蔵場若しくは処理場にあっては、工場・危険物調書(様式第2号)

(4) 建築物にあっては、敷地の求積図

(5) 尿(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽(以下「浄化槽」という。)を設ける場合において浄化槽調書(様式第3号)

(6) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内における建築物又は便所を水洗式とする建築物においては、排水管及び敷地内最終ますの位置を示す排水系統図

(7) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項又は第2項の規定による届出を行った場合(百合が丘地区地区整備計画区域の業務地区内において、公務員の宿舍等(名張市地区計画の区域内における行為の届出に関する規則(令和元年規則第28号)第2条第2項に規定する公務員の宿舍等をいう。以下この号において同じ。))の建築を行おうとする場合に限る。))にあっては、当該届出に係る届出書の副本(地区計画において定められた内容に適合するものであると市長が確認したことを証する印を付し、当該届出を行った者に返却したものに限り。))の写し及び公務員の宿舍等の用途以外の用途に使用しない旨を確約する書面の副本の写し

(8) その他市長又は建築主事が必要と認めて指示した図書

2 省令第1条の3第1項の規定による付近見取図(第15条、第17条及び第19条に規定する付近見取図を含む。)は、都市計画施設の記入してある縮尺2500分の1又は3000分の1の図面とする。